

# 命の食事認定アドバイザー規約

## 第1条（アドバイザー規約の範囲）

本規約は、一般社団法人命の食事（以下本協会とする）の定款に定める命の食事認定アドバイザー（以下アドバイザーとする）となった個人に適用する。

## 第2条（目的）

本協会は、病気予防、健康維持のための食事法と生活習慣についての最新知見を真摯に学び実践し、講演会の開催等を通じて社会に広めることにより、日本のがん死亡率を半減させていくことを目的とする。

## 第3条（アドバイザー）

アドバイザーは、本協会が認定する所定の講座を受講し認定試験に合格し、さらに認定登録手続きを行なった者とする。

## 第4条（個人情報）

本協会は、アドバイザーの個人情報を含む登録情報を本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

## 第5条（禁止事項）

アドバイザーは以下の行為を行ってはならないものとする。

1. 本協会に無断で、本協会の名前、写真、ロゴ、カリキュラムなどの使用をしてはならない。
2. 本協会に無断で、本協会の各講座の開設をしてはならない。
3. 会員は本協会に無断で、本協会が提供する教材の展示・発表・販売をしてはならない。

## 第6条（アドバイザー資格の喪失）

アドバイザーが以下の項目に該当する行為を行った場合、その資格を喪失する。

- (1)受講中の講義内容の録音、録画など本協会及び第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (2)本協会および第三者の財産、肖像権、プライバシー等を侵害する行為。
- (3)第三者を誹謗中傷する行為。
- (4)犯罪にかかわる行為。
- (5)公序良俗に反する行為。
- (6)信用を損なうような行為。
- (7)本協会のネットワークを利用して、政治・宗教に関わる勧誘、連鎖販売取引 及びこれに類似する勧誘を行う行為。
- (8)本協会から提供される情報を無断使用または改ざんする行為。
- (9)運営するWEB サイトに有害なコンピュータープログラム等を送信、または書き込む行為。
- (10)本協会の許可を得ずに、非公認で協会の実施する講義と類似するセミナーを開催したり、協会のテキスト、講演内容の全部または一部を二次使用する行為。また、本協会の講師、関係者の写真や氏名の利用など第5条の禁止行為。
- (11)医師法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表法）など、法令に違反する行為。
- (12)その他、一般常識から鑑みて明らかに不適切であり、本協会の対外的信用を損なうと判断される行為。

一般社団法人命の食事  
代表理事 南雲吉則